

「生産緑地」をお持ちのみなさまへ

特定生産緑地制度

をご活用ください!

特定生産緑地制度とは

「特定生産緑地制度」とは、生産緑地の指定から30年経過後も現行の生産緑地と同様に**税の優遇措置を継続する制度**です。また、特定生産緑地の指定から**10年を経過することで買取申出が可能**となります。

指定から30年経過するまでに申請しなければ、いかなる理由があっても以降の特定生産緑地指定はできず、税負担が急増します。
すぐに農地を手放す予定がなければ、特定生産緑地の申請をしておきましょう。

POINT!



	特定生産緑地の指定を 選択 する場合	特定生産緑地の指定を 選択しない 場合
営農	<ul style="list-style-type: none"> ◎固定資産税・都市計画税は引き続き農地評価です。 ◎10年ごとなどに継続するかどうかを判断できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎固定資産税・都市計画税の負担が1年ごとに急増します。 ◎特定生産緑地を後から選択することはできません。
相続	<ul style="list-style-type: none"> ◎次の相続での選択肢が広がります。 ◎相続税納税猶予制度を適用した生産緑地の貸借が可能となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎次世代の方が相続税猶予制度を適用できなくなります。

特定生産緑地の指定には**申請が必要**です!!

こんな農家の方におすすめします!

- ◎**相続税納税猶予制度**を利用している方
- ◎農業後継者がいて**農地を手放す予定のない**方
- ◎農業後継者がいなくても**当面は営農を継続する**方
- ◎農地を**任せられる方**がいる方



JA京都市では、京都市と連携して**特定生産緑地の集中受付**を実施します。

裏面の日程をご確認のうえ、申請をご検討ください。

JA京都市

<https://ja-kyotocity.or.jp/>

JA京都市 検索

スマホ・タブレットからアクセス!



- | | | |
|----------------------|---------------------|----------------------|
| 本店 ☎075-314-5631 | 松尾支店 ☎075-391-6000 | 桂支店 ☎075-391-4111 |
| 川岡支店 ☎075-391-2345 | 醍醐支店 ☎075-571-0015 | 大宮支店 ☎075-491-4060 |
| 上賀茂支店 ☎075-791-7872 | 伏見支店 ☎075-641-7101 | 山科南部支店 ☎075-594-0275 |
| 山科北部支店 ☎075-593-7411 | 上鳥羽支店 ☎075-681-7271 | 嵯峨野支店 ☎075-871-4354 |
| 久我支店 ☎075-933-4615 | 修学院支店 ☎075-781-1144 | 吉祥院支店 ☎075-681-5545 |
| 大枝支店 ☎075-331-2626 | | |



つながろう
つなげよう
その先へ